

三重県と県内全市町からの 重要なお知らせです!

県内全市町では、法定要件に該当する事業主の皆さまに 個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています。

事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまに徴収をしていただいた上で、課税した市町に納入していただくことが必要です。

また、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員等も原則、特別徴収となります。ただし、次の①又は②に該当する従業員の分につきましては、給与支払報告書を提出する際に、裏面の様式(見本)を仕切り紙として使用することにより、普通徴収とすることができます。

①「個人住民税普通徴収への切替理由書」の理由a～dに該当する場合

- a 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- b 給与が支給されない月がある
- c 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
- d 退職予定者(5月末までに退職予定の者)

②前年中に退職した者(仕切り紙 退職者用)

退職や休職または転勤等により 従業員(納税義務者)に異動があった場合の手続き

事由が発生した日の翌月10日までに事業主(給与支払者)が、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村に「異動届」を提出する必要があります。提出を忘れますと従業員(納税義務者)の方への課税の切り替えが遅れますので、ご注意ください。様式については、三重県内全市町共通様式ですので、他の市町に提出する場合も宛先を訂正して、ご使用いただけます。

エルタックス又は光ディスク等を利用される方

上記①の理由a～dのいずれに該当するかを摘要欄の最初に「理由a(又はb、c、d)」と入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力していただくようお願いいたします。

期限内納入のお願い

期限を過ぎて納入する場合、延滞金等が発生することがあります。また、従業員の方が納税証明書を取得できないなどの影響もありますので、期限までに納入をお願いします。

この様式は、三重県内の市町で使用します。

**なお、様式サイズ等は、各市町により異なります。また、この様式は
縦形ですので、各市町より送付される様式をご使用ください。**

29 ●●市(町)

仕 切 り 紙
特 別 徴 収 用

見本

名分

- この紙の下は、特別徴収者用(退職者用及び個人住民税普通徴収への切替理由書の対象者を除く)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

29 ●●市(町)

仕 切 り 紙
退 職 者 用

見本

名分

- この紙の下は、市町民税・県民税を給与から徴収できない方(退職者)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

29

平成 年 月 日

見本

個人住民税普通徴収への切替理由書

●●市(町)

理由

- a. 【 人】乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- b. 【 人】給与が支給されない月がある
- c. 【 人】事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
- d. 【 人】退職予定者(5月末までに退職予定の者)
- 合計 【 人】

上記の理由により、普通徴収に切替を願います。

(指定番号)

事業所名

印

- この紙の下は、市町民税・県民税を給与から徴収できない方(上記理由a~d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

留意点

- この「仕切り紙(退職者用)」及び「個人住民税普通徴収への切替理由書」は、給与支払報告書を提出するときに普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。
- 給与支払報告書を送付した後は、異動届の「その他」欄に理由を記入のうえ報告してください。
- 個人住民税普通徴収への切替理由書の該当する項目(a~d)の【 人】に人数を記入してください。
- 個人住民税普通徴収への切替理由書の項目に該当しない場合は、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員等も原則特別徴収をしていただかなければなりません。
- 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書(総括表)②仕切り紙(特別徴収用)③給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)④仕切り紙(退職者用)⑤給与支払報告書(個人別明細書:退職者分)⑥個人住民税普通徴収への切替理由書⑦給与支払報告書(個人別明細書:個人住民税普通徴収への切替理由書分)としてください。